

平成 27 年度米子市同和対策審議会

日時 平成 28 年 3 月 29 日 (火)

場所 米子市役所本庁舎 5 階第 1 会議室

議題 同和対策事業に係る個人給付的事業の見直しについて

出席者 委員 (10 名)

後藤委員 (会長)、木村委員 (副会長)、内田委員、梅林委員、景山委員、片山委員、杵村委員、佐貫委員、高橋委員、松本委員、(欠席 遠藤委員、小坂委員)

米子市

高橋人権政策監、小坂次長、足賀次長、藤野主査、種崎主査、景井課長補佐、松本課長補佐、宮脇主任

傍聴者 5 名

発言者	内容
野坂市長	あいさつ
事務局	委員紹介
会長	会長・副会長選出 (事務局案で「異議なし」) 後藤でございます。会長をとということでございますが会長の任ではないと思っておりますけどどうかよろしくお願ひします。そうしますと議事の日程に従いまして、スムーズに進行していきたいと思ひますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。
A 委員	議事に入る前に私どものほうの資料を審議員の皆様にお配りしたいと思ひますのでどうかお諮りお願ひします。
会長	そういったご発言がありましたので、始まる前に。
A 委員	私たち、資料を皆様にお配りしたいと思ひます。
会長	お願ひします。いいですか。資料を配りたいとのことですが事務局として。
事務局	お諮りいただきましてよろしければ議事に入った段階でお配りをさせていただきたいと思ひます。
会長	委員了解 まず、議事に入る前にこの会議の公開非公開について皆さんにお諮りしたいと思ひます。米子市情報公開条例では、第 7 条に定める非公開情報に該当するものがなければ、審議会等の会議は原則として公開するものとなっております。本日の会議には非公開情報に該当する事項はございませんので、特にご意見がなければ公開したいと思っておりますがいかがでしょうか。
事務局	異議なし それではご異議なしということで、公開とさせていただきます。 そういたしますと、市長から「同和対策事業にかかる個人的給付事業の見直し」について諮問をいたしたいと思ひます。
会長	会長様、お席の近くにお立ちください。 市長読み上げて手渡し、退席。 では早速ですが審議に入らせていただきます。 資料配布

会長	審議に入ってもよろしいですか。米子市同和対策事業にかかる個人的給付事業の見直しについて、事務局の説明をお願いします。
事務局	米子市の人権政策監をしております高橋でございます。それでは同和事業に係ります個人給付的事業の見直しについてご説明を申し上げます。資料のほうですが、審議資料というのをご覧いただけますでしょうか。今回ご意見をお願いしている事業でございますが、本市で実施をしております同和対策事業のうち、進学奨励金の給付、固定資産税の減免及び就職支度金の給付の3事業でございます。次に見直しの理由でございますが、同和対策事業の法の終了、平成14年の3月でございますが、そこから14年が経過しようとしております。近年同事業の対象地域から寄せられます要望や相談の中には、生活環境等の格差に起因するといった内容は見当たらず事業対象地域を取り巻く環境は、取り巻きます生活環境等の格差は概ね改善されてきたというふうを受け止めております。加えまして進学奨励金の給付及び固定資産税の減免の事業を実施しておりますのは、山陰各市では、市の中では市レベルでは本市のみということになっております。したがって本市では生活環境等の格差の是正のためのこれらの個人給付的事業については、段階的には廃止をしていきたいというふうに考えております。個別事業についての制度の説明並びに見直しの方法につきましては、担当各課からご説明いたします。
事務局	失礼します。参考資料の1の説明会資料に基づきまして順番に説明させていただきます。米子市同和対策進学奨励金について担当の人権政策課同和対策係の松本からご説明いたします。この進学奨励金は米子市内に住所を有する同和地区関係者であって、進学する能力を有しながら経済的に進学が困難な方に対して給付しているものです。対象となりますのはまず対象学校に在学する方としておりまして、この対象学校は、大学、短大、専修学校の専門課程、専修学校に類する教育を行う各種学校等をいいます。次に世帯員の合計所得が市の定める基準以下であることとしております。例を挙げますと、両親共働きで子ども2人の4人世帯の場合、対象者が私立大学在学で自宅外通学の者で、その兄弟が公立学校在学で自宅通学の場合とした時、合計所得が550万以下の世帯が対象となることとなります。最後に在学する対象学校において授業料の減免を受けてないという、以上3つの要件を満たす方を対象としております。進学奨励金の支給額ですが、1人当たり月額1万8千円、年額にしまして21万6千円を支給しております。平成27年度の実績は8名で、172万8千円となっております。支給期間は1年で、継続して給付を希望する場合は1年毎の申請を行っていただいております。奨学金制度につきましては、鳥取県や日本学生支援機構など他に貸与制度もありますし、米子市においては平成27年度から奨学金の返還に伴う利息の助成制度を開設し、奨学金返済に係る経済的負担の軽減策を講じていることから、米子市の同和対策進学奨励金につきましては、今後は新規募集は行わず、すでに受給している方のみから申請を受け、審査のうえ卒業年度まで支給しようとするものです。以上です。
事務局	固定資産税課長の小坂でございます。よろしく願いいたします。続きまして固定資産税の減免について説明をさせていただきます。まず現状でございます。参考資

事務局	<p>料の中段、固定資産税減免の欄をご覧いただきたいと思います。減免の対象資産は対象地域の住民が所有する固定資産のうち、対象地域内の家屋で所有者が直接使用している居住用建物及び付属建物とその敷地、それから所有者が自ら耕作または育成栽培している農地でございます。減免の内容ですが、固定資産税の課税標準額の金額区分により減免の率が定まっております。課税標準額が2百万円以下の場合42.5%の減免、2百万円を超え4百万円以下の場合22.5%の減免、4百万円を超え7百万円以下の場合12.5%の減免、7百万円を超える場合10%の減免となっております。減免の実績といたしましては、平成27年度は件数が251件、金額が355万6千円でございます。見直しの方法でございますが、段階的に減免率を減らして参りまして、具体的には1年度目は現在の減免率に3分の2をかけた率、2年度目は現在の減免率に3分の1をかけた率とし、3年度目に減免制度を廃止したいと考えております。固定資産税減免については以上でございます。</p> <p>そうしますと次に新学卒者就職支度金につきまして、担当課でございます足賀、商工課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。まずこの就職支度金でございますが、就職について援助を必要とする方に対して就職支度金を支給して、就職の促進及び職業の安定を図ることを目的として作ったものでございます。現状でございますが、対象者の方でございますが、市内在住で身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び同和地区関係者の方であって、次の3つの要件をクリアされる方に支給をしているということでございます。まず1つ目でございますが、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を支給年に卒業した方、上記の学校また公共職業安定所の紹介で就職が決定された方、そして雇用期間が1年以上で居住地から通勤可能な企業などに就職された方を対象にするということでございます。支給額としては2万5千円ということでございまして、ここ5年間の実績でございますが、障がいのある方が68名、同和地区関係の方が4名と言う実績でございます。今後の見直しの方法でございますが、初年度を最終年度といたしまして翌年度廃止をさせていただきというふうに考えております。以上でございます。</p>
事務局	<p>引き続きでございますが、説明会のほうを実施しております。その実施結果につきましてご説明を申し上げます。参考資料3をご覧ください。同和事業に係る個人給付の事業の説明会についてでございますが、当該見直しに関する関係者の実態とその影響を把握するために1月28日から3月13日まで計4回実施をいたしました。延べ参加していただきました方が127人でございます。そこで聴取いたしました意見でございます。5つに大別して整理しております。まず(1)の事業の見直しについてのご意見でございますが、米子市は手厚い支援をしていて誇らしい、売れない土地に課税されるのはおかしい、経済的格差はなくなっていない、奨学金・固定資産税減免が役に立っている、就職格差から年金格差につながっている、他の対策事業も打ち切られるのではないかと危惧する、年収4百万円以下の世帯が多く奨学金を借りても返すのが大変である、との意見がございました。次に(2)の実態調査についての意見でございますが、市の生活環境面において概ね格差は解消さ</p>

<p>会長</p>	<p>れているとしているが、実態調査をして具体的な数値を示してほしいとの内容がありました。次に（３）では同和地区であるとわかると取引がされないという土地差別があるというご意見がありました。次に（４）では最近でも結婚差別という実態があるという意見がございました。次に（５）のその他では、差別意識が残っていれば当然それに伴う差別も残っているのではないかとのご意見がございました。ご紹介しましたほかにも記載の意見がございました。説明は以上でございます。</p> <p>事務局からの説明は終わりましたが、この説明に対して各委員さんの質疑とかご意見を伺いたいんですが。まずA委員、ご意見といいますか質疑といいますか、まずAさんの意見をお聞きしてまいりたいと思います。みなさんどうでしょうか。委員了承。</p>
<p>A委員</p>	<p>同和推進協議会のAといいます。議長をしております。審議員の皆様には日ごろから同和問題の推進にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。深く感謝申し上げます。先ほど市のほうから説明があったところですが、10年前に特別措置法が期限切れを迎えて以来、全国では差別の実態を置き去りにしたまま様々な同和事業を廃止してきています。今回の米子市の見直し提案の財政の逼迫を理由に弱者を切り捨てるものです。また、いまだ残る部落差別を見て見ぬふりを決め込んでいます。今回の提案で一番の問題点は、政策監からも地区からも意見が出たように何ら実態調査もしないまま同和地区を取り巻く生活環境は概ね改善されているとそういった認識なんです。そこが問題なんです。私たちは既得権として制度存続を主張しているのではないんです。差別の実態をきちんと見てそれに見合った施策を要求したいと思います。米子市では平成17年に実態調査を行って以来調査をしていません。10年以上の歳月がたっています。これから部落問題を抱えるうえで実態調査なくして、これからのことを語るができるのでしょうか。多くの住民たちがこのことをですね、実態調査をしてくださいということを切実に懇願しております。私たちの要望であります、ご案内のように政策監から同和地区に説明会を行ってきました。その際米子市の担当職員は同和地区を取り巻く生活環境などは概ね、ここで概ね改善されていますと。具体的に内容も根拠もですね全く説明することができませんでした。私たちは廃止提案のあった事業について既得権益として存続を主張しているわけではありません。最新の実態による妥当な判断をお願いしているのです。まずは制度の在り方を論理するのに必要な実態調査をすることを私たちは求めていきたいと強く思います。今から50年前国の同和对策審議会がだされました。その中で部落差別が私たち同和地区住民のせいではなく社会にその原因があると明確にしました。そして差別を解消することは行政の責務であると高らかに宣言したのであります。今一度そのことの意味をしっかりと受けとめながら今後の米子市の人権行政について良識あるご判断をお願いします。切に切に実態調査をまずやりですね、そのことを私は何も無理なことを言っているわけではありません。まず実態調査をやってくださいと先人からのですね住民の声であります。切に切にですね、懇願をしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>A委員から差別がなおざりにされているのではないかと、また実態調査をしていない</p>

事務局	<p>んじゃないか、認識が問題であると。同和地区の改善は概ねなされていると言うけどなされていないと。制度の在り方、実態調査を求めているんだと。差別は行政の責任だ、というご意見がありましたけどこれに対して事務局の説明があればお願いします。</p> <p>市の考え方を述べさせていただきます。まず実態調査の件ですけども、同和対策事業の法の終了から14年が経過しようとしておりまして、市のほうに寄せられております要望や相談の中には生活環境の格差に起因する内容というのは見られておりません。また同様の事業が県内他市ですでに廃止されている現状からみましても、継続していく意義が乏しくなっているのではないかと思います。そして、その実態調査の件なんですけど、年月の経過とともに人の流動化というのが進んでおります。同和地区に起因する生活格差を正確に把握できるような調査というのは技術的に困難であるというふうに考えております。このため全国的にも実態調査を行った自治体というのはごくわずかでございまして、県も米子市も平成17年7月以降同種の調査というのは行っておりません。また調査対象範囲である同和地区を行政のほうで定めるとするのは適切ではないということや、従前行われてきた実態調査のうち個人のプライバシーに属する内容につきましてはなかなか調査協力が得難いものであると考えております。以上でございます。</p>
会長 B委員	<p>事務局の説明に対して何かご意見がございますでしょうか。</p> <p>今、市当局さんの方から回答がありました。Aさんの方からも資料の説明をうけましたけど、私も実は審議資料の中で概ね改善というところが非常に引っかかっておりました。具体的にこういった根拠で概ね改善されましたよ、ということがあればですね、私なりにきちっと把握できるわけなんですけど、先ほども回答があったようにですね、要望なり相談の中でそういった生活環境等についての声が聞こえない。聞こえないじゃなくて出せないような環境の一つに逆説にあるんじゃないかと思っておりますので、ここは実態調査がですね、技術的に困難ということもあるかもしれませんが、そこはですね検討の中でできるところからやられたほうがいいんじゃないかと思っております。いきなり実態調査もなしに今回個人的給付の廃止ですね、これを審議会に出される、あまりにも行政側として乱暴ではないかと思っておりますので、もう少し時間をかけて審議をするべきではないかというふうに思います。以上です。</p>
C委員	<p>質問いいですか。資料の中に初年度からというふうに何箇所か出てます。説明会も今年に入ってから開催されている。この初年度の設定ですが、今日は3月29日、この初年度の設定はいつと覚えてらっしゃるのか教えていただきたいんですが。</p>
事務局	<p>廃止ということが市のほうでこの審議会の答申を得まして、市のほうで決定をした時から判断をいたしまして可能な実施の新しい年度が初年度という認識でおります。</p>
C委員	<p>今具体的に来年度からとか29年度からとかということではなくて、この会議あるいは諮問を重ねていく間に設定が決まっていくということ</p>
事務局	<p>おのずとそういうことになろうかと思います。</p>

C委員	市の当局のご意見を伺ったことと、Aさんと関係者の方々と平行線では進まないし、決まることも決まらない、廃止の方向にも行かない、紐が絡まってもいけないので、これからどういうふうに具体的に一つ一つすり合わせて対応していくか、答えを出していくかと思うんですが、そのあたりお互い、大変失礼な言い方ですが、どのように進めていこうと考えてらっしゃるのかうかがいたいんですが。
会長	先ほどB委員さんとC委員さんのご意見について、事務局のほうで具体的に説明していただけないか。
B委員	もう一点付け加えてもよろしいですか。質問なんですけど、同和奨学金というのは返還の義務はございませんね。それを今回いろいろな奨学金制度がありますということで、そちらに変えてはどうかということなんですけど、今の県のほうからですね、奨学金制度とかいろいろ手当があると思いますが、実態として返還しない方が半分近くおられるようなことを県からも聞いたことがあるんですけど、それだけですね一般の方も生活をしながら奨学金を返せないというのがですね、今日の実態ですんでそれを今回そういったシステムに変えるということになれば本人さんたちも当然非常に生活が苦しくなりながら返還もできないですねということになるのではないかとちょっと危惧は私はします。以上です。
会長	今の質問で事務局はどう考えていますか。
事務局	先ほども説明しましたように具体的な実態調査というものが私どもは困難であるというふうに考えておまして、同和地区に起因する生活格差というものを正確に把握できるような調査というものがあればいいんですが、なかなかそういうものをなさっているという例も発見できていないというか、ないのではなかろうかというふうに私どもは考えているところでございます。
会長	ちょっと聞いてみたいんですが、具体的に実態調査が困難であるということと、実態調査ができないということは違うと思うんですが、今後も実態調査のほうは困難だからしないというのか、困難でもするというのかこの辺ちょっと説明してほしいなと思います。
事務局	私が実態調査と申し上げましたのは、従前行われた実態調査をイメージしてお話しさせていただいております。従前行いました実態調査といいますのが、全世帯のかたにですね、被差別の状況、それから経済状況、職業、そして学歴、配偶者の出生地、健康状況、それから転出者転入者があったかどうか、等々非常にプライバシーにもかかわる非常になかなか行いづらいいのではなかろうかと思われるものを想定しております。もちろん実態調査の実態、差別の実態ということになりますと、米子市人権政策課あるいは隣保館等々で差別の実態の報告を受けたり相談を受けたりということを実施をさせていただいております。
A委員	各地区ですと、30代40代の若い人が職場においてもですね、様々な差別があります。事象にはなっていないですけども本当にたくさんの差別を経験しています。これは実態調査といいたいでしょうか、現地を市役所の方が赴いて意見を聞きました。その中で皆さん30名40名の中で日常的に差別を感じることはありますかといったところ、多くの方がですね、ほとんどの方が手を挙げました。実際こういったこ

とがあります、ああいったことがあります。ここにはですね、全て書ききれませんので書いてはおりません。私たちですね、ある若いですね、35歳から36歳の息子の方で大変気になったんですけど、やはり自分としては今大手の職場にいるが、日常的にこういった差別というものがあるんだと、がしかし我慢せないかと。我慢して物が言えないと。現実に折り合うためには仕方なく我慢せざるを得ない若者たちがたくさんおるわけなんです。私の地区は小さな地区です。そこで父母会という、お父さんお母さん方がですね、毎月15日に父母学習会をやっているわけなんですけど、昭和53年発足して、37年近くの年月を費やしているわけですが、お父さんお母さん方が自主的に学習している会であります。その中でたくさんの実例が出てくるわけです。今現在もびっくりするような、一つだけ紹介しますが、ある30代の青年が●●県の企業に就職しております。いろんな資格をもっているんですが、その企業においては大きな役割を果たしてなくてはならない存在であるわけなんです。それが米子出身なんです。ある時社長がファックスを送ってきた。〇〇君、自分の会社は今度●●●に進出したいんだけど、どここのどここの地区か、と。部落か、と公然とファックスでそんなことを書いてくるんですよ。実態はあるんですよ。彼はそういった職場で、子どももいて本当に何とか我慢して生活をしていかないかん、こういった青年たちがたくさんたくさんおるんですよ。今なお、差別というものが大変革新的になっております。今日の差別は時代とともに変化し形を変えて、私たちの社会に存在しています。住民票や戸籍謄本を不正に取得し、その情報を元に身元調査を行う行為やインターネット上に同和地区の地図を公開する行為、そしてヘイトスピーチなどが行われています。悪質な差別を禁止し、差別や人権侵害に悩み苦しむ人々を陥れようとしています。また、宅地建物・・・入居者差別や土地差別などの新たな人権上の問題があがっています。同和地区に尋ねてきた不動産屋さんが同和地区と聞くと帰ってしまうんです。地区で家が売れないんです。同じ立地条件であって道の一つはさんで、片や売値が半分であっても売れないんです。入ってこようとしません。こういう現実が今なおあるわけなんです。そのへんを、なぜここまで我々は苦しまなければならないのか。あるお母さんは、悲鳴みたいな声で訴えていたことを今も思い出します。実態調査をやることによって細部にわたってやることによって、我々はまず知ることができます。私自身もわかりません、どういう状況か。ここに10年前に米子市はすばらしい実態調査をやっているんですよ。そして検証しているんです。ここにおいて制度を廃止するというものならば、実態調査をやってそれから検証して、我々は決して逃げません。向き合っていきます。【省略】本当に今まで米子市と築き上げたものを大きく発展していきたい、先ほど言いましたようにさまざまな差別を助長する勢力と向き合っていくというふうに思います。すいません、時間をとりました。あまり時間ありません。あと40分ほどしかないわけですけど、ひとつよろしく願いいたします。他の委員さんから何かご意見等ございませんか。

会長  
D委員

よろしいでしょうか。A委員さんのほうから非常に差別が実態として企業のなかにあると。それはあるかもしれないしないかもしれません。人権という観点から捉え

	<p>ると、今いろんな形での差別、それはストレスからくるものもあるでしょうし経済的なものもあるでしょうし、いろんな形であろうかなと思うわけですが、今上程されてますのは同和対策事業としての個人の給付金ということで限定をされておりますんで、やはりその方面での実態調査をどういう形にしてほしいと言っておられるのか、その方面からの実態調査はどのような指標がいいのかなどうなのかなと、というところを具体的にやっていくということになると、あろうかなと思うんですけど。その具体的なものをこういうことをやったら実態調査、いわゆる同和対策事業としての、たとえば具体例をいいますと奨学金の就職問題がでてまして、確かうろ覚えで間違いがあるかもしれませんが、業種を限って地方の企業に入ったら奨学金を返納しなくてもいいというのが、多分出てきてると思うんですけども。それとこの奨学金との問題はどのような具合に整合性ができてきているのかなと。というようなことも含めて考えてみる必要があるんじゃないかなと。ただ単に同和のここだけじゃなしに全体の中でそういうような制度とかいうのもあろうかなと思うんで、そのところの事例も含めて、これは事務当局のほうからお聞きしたほうがいいのかと思うんですけども。その辺のところをある程度絞りながら審議会を進めて行くのがいいんじゃないかなと私は思うんですけど。</p>
会長	<p>ただ今のD委員さんからのご提案について事務局としてどういう考え持っておられますか。今後の考えをちょっとお聞きしたいんですが。</p>
事務局	<p>先ほど、県ですとか他の貸付制度があると申し上げたのですが、今D委員さんがおっしゃったようにこういう業種に付けば奨学金を助成しますよとか、民間でも様々な給付的な制度というのはあるというふう聞いております。手元に資料がないので具体的に申し上げられないのが申し訳ないんですが、そういった制度を活用いただいて勉強していただくということの中で、返還金につきましても、たとえば所得と連動して、たとえばこういった所得になった時点で返還をするというような制度等もあるように聞いておりますので、そういうのもご活用いただけるのではないかなと思います。</p>
会長 D委員	<p>今の事務局の説明でいいですか。 ええ、調べてもらうということで。そのことと含めてこの問題を議論したらどうかなというのが一点あります。もう一つは、やっぱり実態調査というか、これも支障があると言えはる、ないと言えはるというようなことではなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。その支障をどういうところで、これだったら皆がクリアできるとかそういうようなことを求めながらこの審議会でしたほうがいいんじゃないかと私の意見としては思っております。</p>
E委員	<p>普通何か制度があってそれを廃止しようということであれば当初意図したよりも意外と需要がなかった、あるいは利用がなかったとかいうことで廃止の方向にするというのが普通かなと思うんですけど、そういうのからすると判断しかねるんですが。今お示しいただいた事業実績、この実績は多いのか少ないのかっていうとわかりませんが、本当はもっとあるのに利用がないのか、利用できないのかその辺のところはわかりかねますし、どういうふうな周知の仕方がされているのか、こういう制度</p>



	<p>がありますがいかがですかというのが、周知されてなければそういつてもなかなかわからないと思うんです、という点が第一点と、今D委員がおっしゃったようにどういうふうな形で実態を調査するか、やるかどうか中身の問題が一つ引っかかると思うんです。どこまで今こういうことが厳しい時ですので実際実態調査に協力しますよ、やってほしいという意見があるということが大多数なのかどうかわかりませんが、何かをやって概ねという感触でなしにある程度もう少し具体的な判断材料として何か実態調査に踏み込んでいかないと方向性がなかなか見出せないのではないかと思うんです。やってみてその上で吸い上げたら答えがえられなかったとか、それはそれでいいと思うんですけど、やっぱりそこでアクションが一つないと判断材料がないのかなと思うんです。</p>
<p>会長</p>	<p>今、E委員から指摘、ご意見がありました、それについて何か委員さんのほうからありますか。</p>
<p>A委員</p>	<p>ご意見ありがとうございます。何回も言うようなんですけど我が同盟はですね、この制度に対して既得権益を主張しているわけではありません。皆さんの手元の資料にありますように、若い青年が協力しますよと、私たちが協力して行きますと。どこに地区があるか何があるか協力していくと。先ほど市のほうは今の実態においては実態調査はそぐわないということをおっしゃっています。そして、鳥取が倉吉がということで足並みを揃えてというのが一つは行政としてはあるでしょう。がしかし、ここで皆さんの手元にある住民からの意見にあるように、米子市は手厚い支援をして誇らしい、こういった声があるんですよ。このいわゆる地区を回った説明会の中で手厚い支援をしていて誇らしい、鳥取にもない倉吉にもない米子だけの文化があると。本当に誇らしいということを含めて手厚い支援であると若い者が感じているわけです。何回も言うようなんですけどこれからまず実態調査をいただいて今後の部落問題を語ることをやらないと、これは必要不可欠です。私は思います。これだけは先人の我が住民の声です。我々はまず向かい合います、逃げません。ですから検証してそしてお互い合意の下この制度についてやっていきたいと思いますことなんです。まずは実態調査、これなくしていきなり問答無用という形になるのでしょうか。政策監も3月で退職とお聞きします。我々の心情を十分汲み取ってくれていると思います。我々は最低の要求であります。当たり前のことをわれわれは言っているわけです。皆さんの良識ある判断を本当にお願ひしたいと思います。すいません。</p>
<p>会長</p>	<p>A委員さんが実態調査をもう一度するべき、してほしいという強い要望がありましたんで、この辺を事務局も考えてもらいたいなと思います。会長として市長から諮問を受けていますんでこの諮問に答えねばいけません。ただ、本日は提案について決を取るか、結論を出していいのかどうか各委員さんにお伺いしますがどうでしょうか。</p>
<p>F委員</p>	<p>教育現場にいる者です。学ぶと言うことは子どもにとって財産になると思います。お金はなくなったり増えたりしますが、子どもは身につけて物はその子にとって一生の財産になると思います。特に子ども達が自分が学びたいということを訴え</p>

	<p>ている以上保護者も行政って言いますか社会も責任を持って学べる環境を作ってやるのが大人の務めだというふうに教育現場にいて思います。この度のこの資料を見させていただいて、生活状況が概ね改善というこのあいまいな言葉が大変気になりました。これを廃止するにあたって私はじゃそれでいいですよ、という責任もった意見として言えない、あまりにも資料がなさ過ぎて、先ほどの説明を聞きましたが、要望が出てないから大丈夫なんじゃないかとかいうことを言われたですけど、それはちょっと雑だと思います。やっぱり子ども達が一人でも人数が少なくても、一人でもそういう状況で学びたい、就職とかして頑張りたいっていう子がいれば、人数の問題じゃなくてそういう子をいかに育てていくことがこの米子市を、他市はどうでもいい米子市を盛り上げて創っていく大きな力に、人数の問題ではないと私は思います。実態調査は難しいと言われると、そうなのかもしれないと思うんですが、やはり保護者が実際にどういう生活状況にあってどういう希望をもっていて自分の子ども達をどう育てていきたいのかというような意見というのは、やはり回収できると思いますし、いろんな奨学金制度は確かにありますけれど、やはり子ども達はこういう制度があるのでしっかり勉強していこう、解放の学力をつけていっている子ども達を私は何人も見てきて本当に頑張っって勉強してきました。この子ども達が本当に力をつけて自信をもって社会に出るっていうことを保障してやってほしいと思います。私は大変申し訳ないんですが、10人だから多いとか少ないとかではなく最後の一人まで一人ひとりを大事にするということはそういうことじゃないかなと思います。もっとしっかりした資料をお出しになってみんなでもう一度、結論を急ぐことではないかなと思います。どういう方法がいいのかわかりませんが、プロの方がもっと協議していただいて委員が納得する資料をお出しになるのがよいのではないかなと思います。子ども達、それから同和地区の方々には一生がかかっているというふうに私は感じました。</p>
会長	<p>そうしますと、結論を出すのはちょっと時間的に早いんじゃないかともう少し伸ばしたほうがいいんじゃないかというご意見が多いように感じるんですが。どうでしょうか。今何かの結論を出すというと、賛成されますか、反対されますか、もしくは付帯条件をつけて答申するか、と3つのうちのどれかだと思いますが、付帯条件をつけても答申、それも考えますけどどうしたものでしょうかね。もう一度改めて資料を出してもらって結論を出したほうがいいのか、その点はっきりしたいと思いますので。</p>
A委員 会長	<p>その資料とは。 さっき実態調査それからさっきも言われたように人数だけがこうだからというんじゃないしに、本当に必要ないと考えておられる人があるのかやまだ必要だと言っておられる方が多いのかどうか、その辺がちょっとはっきりしないですけど。</p>
G委員	<p>我々米子市の人権同和の組織としてはまず、人権に対する啓発ということで小地域懇談会を開催したり、あるいは米子市の年一回ですけども大会を開催をしたり、その上には県でも大会をして啓発活動に勤めておるわけですけど、表面的には改善方向に向いていると言えますけど、実際に身はそうかなという疑問点も無きにしても非</p>

会長	<p>ずということになると思いますが、さきほどから出ておりますように地区を優遇するとか云々と言うことじゃなしに、他の法律等で救える点多々あるかと思えますんで、先ほどから委員さんからも出しておられますように、もうちょっと他の法律でも政策があると出してもらえれば、検討がしやすいじゃないか思います。</p> <p>結論的に言いますと、本日結論を出さずに少し時間を置くと言うか置いたほうがいいんじゃないか、ということですか。それともA委員さん、D委員さんから意見がでましたけど、それを付帯意見としてつけて答申したほうがいいのか、その辺どうでしょうか。</p>
D委員	<p>今大きく分かれてるかですね、実態がよくわからないというところですので、やはりその辺を実際A委員さんのほうも具体的に、既得権益を主張しないんだと、フリーの状態で見てくださいということをおられるんで、だからもう少し議論を深めれば、そういうことも形になっていくんじゃないかなと。いろんな情報をもう少し収集しながら皆さん方と意見をね、そういうことからみるとここで結論を出すのはどうなのかなという気が私は受けているんです。</p>
会長	<p>もう少し時間を置いて議論を深めること、情報の収集に努めること、そういうことですね。全員の委員さん、それでいいですか。</p> <p>(委員了承)</p>
D委員	<p>事務局の期待には添えないんですけど、そういったことで次の会にと。日にちがあまりないですけど、もし次の会を持つとしたらいつごろがいいでしょうか。半年先一年先ということにはならんでしょう。どうでしょうか、D委員さん。もし次の審議会を開くとしたら。</p>
会長	<p>事務局に聞いてみられたらどうでしょうかね。</p> <p>委員さんがどう思っておられるかなと思って。</p> <p>そんなに長くはないし近づいてもできないでしょうから。</p>
事務局	<p>事務局としてもし次の会を開くとしたら、年度の終わり始まりで忙しい時だろうと思います。</p>
事務局長	<p>他市の例をとということでしたら、それはある程度の期間で揃うと思います。ただ、実施ができる実態調査は何なのかということになりますと、これは非常に時間がかかりますし前例というのはないと理解しておりますので。</p>
会長	<p>その実態調査については、A委員さん、だいたいどういうところを実態(調査)すれば協力すると言われるんですか。その辺をもうちょっと具体的に伺って。</p>
A委員	<p>我々の実態調査については、私を中心に我が組織をあげて取り組んでいくと。私も現在まだものづくりの生産工場に従事する者でありますけれど、休んでもなんとしてもですね、市役所とコンタクトを取りながら・・・を作って。先ほど市役所のほうには調査によって人権侵害または個人情報云々ということも言われましたけど、そこらへん我々も・・・のなかで文言についていろいろ進めていきたいというそういう考えはあります。市役所だけにやってくださいっていうのではないんです。われわれはできる限り協力をやっていきたいと思っています。先ほどからの委員さん方のありがたい言葉を受けて本当に私も死に物狂いでこの問題が何とかいい意味で決着と</p>

会長	<p>いうものを向かえ、それには材料、話し合いの材料がほしいわけなんです。したがって実態調査は必要不可欠なものです。</p> <p>そうしますと、A委員さんと事務局で実態調査についてつめて話をして、何を实態調査すればいいんか、あれもこれもはとっても大変だから。これとこれを実態調査したらいいんじゃないかこの案件については。そういうことでちょっとつめてもらえませんか。</p>
A委員	<p>10年前にはこのような細かい実態調査を米子市はやってくれています。ですからこれに基づいて我々精査しながらやっていきたいと思います。</p>
D委員	<p>もうちょっと簡易な実態調査というのはできませんか。3件がスポイルできるような実態調査といいますかね。全体をすると総花的になって調査するだけで相当時間がかかると思うんですよ。</p>
会長	<p>議題について範囲を限って、それだったら・・・</p>
D委員	<p>絞って。今のスポイルできるような形の実態調査ということでやってみてはどうでしょうかね。</p>
会長	<p>そういうことで事務局どうでしょうか。それも難しいと言われればどうしようもないけど。</p>
事務局	<p>この3事業というのが個人給付的の事業ということになります。そもそもの法の関りもあるのですが、比較的経済面で厳しいというところがあるの法だったと思います。たとえば固定資産税であれば、同じ土地の価格の税金を納めるのは経済的に大変だからということでのそもそも減免ということがあったり、所得面で世帯の所得が少ないがために、先ほど言った進学が難しいというところに対する奨学金であったりというのがあったと思います。(傍聴者から「違うよ」の声) そうすると、収入面の調査になろうかと考えるのですが、それはどうなんでしょうか。先ほど職場で差別を受けるという話がありましたが、そういった差別の実態を把握する実態調査ではなくて、この3事業に限れば、そういった経済面での調査ということになろうかと思うのですが。</p>
A委員	<p>そうですね、やはり我々は差別がある限り土地問題にしても・・・いうことを言っているわけです。そもそも固定資産税減免制度はもともとは差別のために不当に低く評価されている同和地区の固定資産に対する適正課税、周りの一般地区と同じ評価されて課税されても、実際の売買が一般地区に比べて半額しか売買できなかったり、全く買い手が付かなかったりする場合があります。それなのに税金だけは同じ額を納めなければならない、そういった差別実態がそれらを是正すると、そういう意味においての固定資産税減免ということなんです。皆さんのところにプリントをお渡ししましたけれど、その辺も明記してありますけど、そもそもそういうことなんです。そこらへんの絞ることについては、今後事務レベルで進めていく中で、先ほどD委員さんのほうから意見があったように、もし絞るということになればどこまで絞れるのかをですね、事務レベルでそういった話し合いも可能であるというふうに私は思います。</p>
会長	<p>そのへんどうなんでしょうね。どう判断していいのか決めかねるところです。</p>

D委員	<p>固定資産税なんかは経済的にはなかなか難しいところなんですよね。実際に売るとか売らんとかでどうのこうのではなしに、そこに住んでるそこで生活しているということに対しての固定資産税だと思うんで、それを転売するとかそういうものを前提条件としての固定資産税というのは、ちょっと世間一般の通念から考えるとちょっとどうかと。もともとですね、それはそこにおいて非常に利便性が高い、地代の高いところに住んでいるというところで、そこが評価額が高いと。全国調べてますけど、それで判断できるというのが基本的に固定資産税という形態ではないかなと思いますんで、その辺のところもいろんな見方があるでしょうから、経済的に見るとですね。だから十分に議論してもらって、もう少しつめるところはつめて他の事例も含めてやっぱりお願いをしたいなと思います。</p>
会長	<p>事務局の方には仕事が増えて大変だと思いますけど、一応本日の結論としては、もう一度つめて、審議会を開くということで結論にしてもいいではないかと思うんですが。事務局のほうで資料作りと次の審議会をいつにするのか、そのへんつめてください。なかなか結論を出せない問題であると思うんですけど、次の審議会では添付した答申、これに付帯条件をつけてもそういう形で答申をしたいと思ってますんで、次の審議会の日程をお願いします。だいたいいつ頃だったらできそうですか。</p>
事務局	<p>そう時間をおかずに開催したいとは思いますが。</p>
会長	<p>5月に入るといろんな会合が増えるんで、とって4月は間にあいますか。</p>
事務局	<p>4月中に開催ということで。</p>
会長	<p>4月早々は異動とかいろいろあるからそれは無理なんで、できるとしたら4月の下旬くらいですか。それくらいみないとちょっと事務局も大変かなと。目安として4月の下旬ということではいかがですか。あとは事務局がそれに合わせてできるかどうかで、5月にずれ込むことも一応考えておかないといけんと思いますけど。できるだけ早くということで。じゃあ今日はそういうことで閉会してもいいでしょうか。では事務局のほうから、これで終わりますんで。</p>
事務局	<p>長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。貴重な意見もいただきまして今後次回の審議会に向けて事務局のほうでいろいろ資料作りなりさせていただきたいと思います。今回の議事録につきましては今後作成するわけですが、同和地区を特定するような発言につきましては、会長さん副会長さんと協議の上削除させていただきたいと思っております。ご了承いただきたいと思います。そうしますと本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。これで米子市同和对策審議会を閉会いたします。気をつけてお帰りください。</p>